

境港市文化財保護審議会

日 時 令和6年11月15日（金）

13時20分～

場 所 境港市保健相談センター 研修室

【日 程】

1. 開会

2. 会長及び副会長の選出

3. 議事・報告

- （1）令和5年度文化財保護事業について
- （2）令和6年度文化財保護事業について
- （3）指定文化財看板（芋代官碑）について
- （4）その他

4. 閉会

境港市文化財保護条例 (抜粋)

(文化財保護審議会)

第18条 教育委員会は、文化財保護について諮問するため、境港市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 特定の事項を調査する必要があるときは、第2項に定めるもののほか、臨時に委員を置くことができる。

境港市文化財保護条例施行規則 (抜粋)

(文化財保護審議会)

第14条 条例第18条の規定に基づき設置する境港市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の委員は、学識経験のあるもののうちから教育委員会が、委嘱又は任命する。

第15条 審議会の任務は次のとおりとする。

(1) 文化財の指定及び認定並びに解除に関して、調査し、意見を述べること。

(2) 指定文化財の保護、保存及び活用に関すること。

(3) その他文化財に関すること。

第16条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 条例第18条第3項の規定に基づく委員(以下「臨時委員」という。)の任期は、特定の事項を調査するため必要な期間とする。

第17条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は1年とする。

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(費用弁償)

第19条 委員及び臨時委員に支給する旅費の額は、境港市職員等の旅費に関する条例(昭和34年条例第38号)別表第2に定める額とする。

境港市文化財保護審議会委員名簿

氏 名	専 門
門脇 豊文	日本史・試掘
小灘 浩	日本史
根平 雄一郎	日本史
山本 美千枝	日本史
中田 繁	石材

【任 期】 令和5年7月1日～令和7年6月30日

◎ 会長 ○ 副会長

<議事・報告>

(1) 令和5年度文化財保護事業について

①弓浜絋について

- ・弓浜絋保存会総会

実施日：令和5年6月25日（日）

議 題：令和4年度事業報告ならびに収支決算報告について
役員選任について

令和5年度事業計画案ならびに収支予算案について

- ・弓浜絋保存事業に対する補助

交 付 先：弓浜絋保存会

活動内容：展示会・講習会、織機修繕など

総事業費：187,935円

(内訳) 展示会・講習会 69,025円

織機修繕代等 118,910円

総事業費のうち、93,000円を県、23,000円ずつを境港市・米子市が補助。

残額は弓浜絋保存会が負担。

②弓浜半島のトンドについて

- ・境港市トンド保存会総会

実施日：令和5年5月29日（月）

内 容：令和4年度事業報告について

令和5年度事業計画について

- ・令和5年度補助事業なし

③庄司家住宅に対する補助

補助内容：防災設備（火災報知器・消火器）保守点検

総事業費：73,700円

総事業費のうち、1／2を県、1／4を境港市が補助。残額は所有者が負担。

④全史協中国地区協議会

実施日：令和5年7月14日（金）、15日（土）

会 場：下関市民会館、海峡メッセ下関

内 容：総会、研修会（講演）、普及啓発イベント・講演会

（境港市は欠席）

⑤文化財めぐりにについて

- ・境港市文化財めぐり～「境港発掘展」に行こう！～

実施日：令和5年12月2日（土）

会 場：海とくらしの史料館

内 容：「境港発掘展」の見学（解説付き）

遺跡に関するミニ講話

講 師：下高瑞哉（米子市埋蔵文化財センター館長）

参加者：19名

⑥文化財防火デー

実施日：令和6年1月26日（金）

場 所：庄司家、日御崎神社

※前々日の大雪により、消防演習は中止となり、予防査察のみ実施

⑦郷土視覚定点資料収集事業について

- ・第12次郷土視覚定点資料収集事業

調査期間：令和5年10月1日～11月1日

対象箇所：市内73地点

※収集した資料は「とっとりデジタルコレクション」にて公開

⑧故嶋田悦子氏所蔵弓浜緋資料の活用について

寄贈日：令和5年7月20日（贈呈式：10月16日）

- ・展示について

1)「てぬぐいひらひら」

実施日：令和5年11月3日（金）、4日（土）

会 場：海とくらしの史料館 企画展示室

2)市民交流センター常設展示

実施日：令和5年11月15日(水)より展示開始

会 場：市民交流センターホワイエ

※月1回程度展示替え

- ・貸出について

市役所関係2件、文化振興財団1件

(2) 令和6年度文化財保護事業について

①弓浜絃について

・弓浜絃保存会総会

実施日：令和6年6月1日（土）

議 題：令和5年度事業報告ならびに収支決算報告について

令和6年度事業計画（案）ならびに収支予算（案）について

・弓浜絃保存事業に対する補助

交付団体：弓浜絃保存会

活動内容：展示会・講習会、織機の修繕など

総事業費：246,000円

（内訳）展示会・講習会 112,690円

織機修繕代等 133,310円

総事業費のうち、123,000円を県、30,000円ずつを境港市・米子市が補助。

残額は弓浜絃保存会が負担。

②弓浜半島のトンドについて

・境港市トンド保存会総会

実施日：令和6年10月3日（木）

内 容：令和5年度事業報告について

令和6年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

・トンド用具の購入費用に対する補助

補助内容：竹内町の神楽用篠笛購入費用の補助

総事業費：220,000円

総事業費のうち、1/2を県、1/4を境港市が補助。

残額は加盟団体（竹内町）が負担。

③庄司家住宅に対する補助

・住宅管理事業に対する補助

補助内容：防災設備（火災報知器・消火器）保守点検

総事業費：73,700円

総事業費のうち、1/2を県、1/4を境港市が補助。残額は所有者が負担。

・住宅修繕事業に対する補助

補助内容：茶座敷雨戸設置及び後ろ座敷雨戸修繕ほか

総事業費：1,805,540円

総事業費のうち、1/2を県、1/4を境港市が補助。残額は所有者が負担。

④日御崎神社に対する補助

補助内容：防災設備（火災報知器・消火器）保守点検

総事業費：35,720円

総事業費のうち、1/2を境港市が補助。残額は所有者が負担。

⑤全史協中国地区協議会

実施日：令和6年7月12日（金）、13日（土）

会 場：雲南市木次経済文化会館、菅谷たたら山内ほか

内 容：総会、研修会（講演）、視察研修

⑥文化財防火デー

実施日：令和7年1月27日（月）※未定

場 所：庄司家、日御崎神社

⑦市内文化財看板について

- ・文化財看板の修繕について

内 容：「境水道古代遺跡」のパネル修繕

事業費：49,500円

- ・文化財看板の新設について

内容：「芋代官碑」（渡町、麦垣町）の看板設置

※詳細は（3）指定文化財看板（芋代官碑）について

⑧故嶋田悦子氏所蔵弓浜緋資料の活用について

- ・展示について

1)市民交流センター常設展示

会 場：市民交流センターホワイエ

※月1回程度展示替え

- ・貸出について

市役所関係1件

(3) 指定文化財看板（芋代官碑）について

《参考》芋代官碑（馬場崎町・光祐寺内）既存看板

境港市指定文化財

いもだいかんひ

芋代官碑

江戸時代中期享保十七年（一七三二）に西日本一帯は大飢饉だいききんとなった。そのとき薩摩国からサツマイモを取り寄せて植えさせたのが石見大森銀山領の代官井戸平左衛門であった。井戸平左衛門は山陰へ芋を伝えた恩人であり「芋代官」と敬称され、山陰各地にその遺徳をしのぶ芋代官碑が建てられている。

境港市には安永九年（一七八〇）にサツマイモが伝わった。

これは鳥取県下では最初であり、これ以後「芋」は人々の食生活に欠かせない大事な存在となった。鳥取県下には芋代官碑が十二基あり、その中境港市内には最多の七基がある。七基一括して市指定文化財である。ここ光祐寺にはその中の一基がある。

天保九年（一八三八）六月の造立で、正面に芋代官の戒名「泰雲院殿」の文字を彫る。典型的な芋代官碑の一つである。

昭和六十二年三月二十五日指定 民俗文化財

境港市教育委員会



境港市指定文化財

いもだいかんひ

芋代官碑

江戸時代中期享保十七年（一七三二）に西日本一帯は大飢饉となった。そのとき薩摩国からサツマイモを取り寄せて植えさせたのが石見大森銀山領の代官井戸平左衛門であつた。井戸平左衛門は山陰へ芋を伝えた恩人であり「芋代官」と敬称され、山陰各地にその遺徳をしのぶ芋代官碑が建てられている。

境港市には安永九年（一七八〇）にサツマイモが伝わった。これは鳥取県下では最初であり、これ以後「芋」は人々の食生活に欠かせない大事な存在となった。鳥取県下には芋代官碑が十二基あり、その中境港市内には最多の七基がある。ここ渡町下トンド場にはその中の一基がある。

天保四年（一八三三）十月の造立で、市内に存在する芋代官碑では一番古い。正面に「真砂神」と刻まれているのも大変珍しい。

【真砂神碑文】

享保の頃吾妻の国井戸平左衛門てふ仁 石見国防人し侍りて
そのすに琉球芋となむ云けるものの種を此浦辺に植えしめさせ
らせしに年波乃こちかへるまにまに常盤に栄て畑の豊海の幸な
き年も賑いぬるは井戸氏の功業になむ有ける、今年天保四時雨
月里人其恩徳を忘う御霊をいはいて神となむなしける、かくお
ほする者は出雲国人中臣春定。

昭和六十二年三月二十五日指定 民俗文化財

境港市教育委員会

境港市指定文化財

いもだいかんひ

芋代官碑

江戸時代中期享保十七年（一七三二）に西日本一帯は大飢饉となった。そのとき薩摩国からサツマイモを取り寄せて植えさせたのが石見大森銀山領の代官井戸平左衛門であった。井戸平左衛門は山陰へ芋を伝えた恩人であり「芋代官」と敬称され、山陰各地にその遺徳をしのぶ芋代官碑が建てられている。

境港市には安永九年（一七八〇）にサツマイモが伝わった。これは鳥取県下では最初であり、これ以後「芋」は人々の生活に欠かせない大事な存在となった。鳥取県下には芋代官碑が十二基あり、その中境港市内には最多の七基がある。ここ麦垣神社境内にはその中の一基がある。

造立年月は不明で、正面に芋代官の法名である「泰雲院殿義岳良忠大居士」と刻まれている。

令和四年に麦垣町会館別館横から現在の位置に移転された。

昭和六十二年三月二十五日指定 民俗文化財

境港市教育委員会